

姫路市障害者船舶助成事業実施要綱

平成30年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者及び障害児の社会参加を促進し、自立を援助するための姫路市障害者船舶助成事業（以下「事業」という。）の実施に必要な事項を定めるものとする。

(優待対象者)

第2条 事業の対象者（以下「優待対象者」という。）は、本市の住民基本台帳に記録されている者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者（身体に障害のある15歳未満の児童につき、当該児童以外のものが、身体障害者手帳の交付を受けた場合にあっては当該児童）
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた者及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所の判定を受けて療育手帳の交付を受けた児童
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

2 前項の規定にかかわらず、本市の住民基本台帳に記録されている者であっても、身体障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項又は知的障害者福祉法第9条第2項若しくは第3項の規定により本市が援護を行っていない者については優待対象者とせず、本市の住民基本台帳に記録されていない者であっても、本市が援護を行っている者については優待対象者とする。

(助成の方法)

第3条 この要綱による助成は、第5条第1項の規定により助成を決定した者に、当該者が高速いえしま株式会社、有限会社高福ライナー又は坊勢輝汽船株式会社（以下これらを「航路会社」という。）が運行する家島・姫路間、坊勢島・姫路間又は男鹿島・姫路間の定期航路を利用した場合に、乗船料金の一部の支払に使用できる姫路市障害者優待乗船券（以下「乗船券」という。）を交付することにより行うものとする。

2 航路会社は、事業の円滑な遂行に協力するものとし、乗船券の不正使用があった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

(助成の申請)

第4条 この要綱による助成を受けようとする者は、姫路市障害者交通機関優待助成（変更）申請書（以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(乗船券の交付)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査した上で助成の可否を決定し、助成の決定をした者（以下「受給資格者」という。）には乗船券を交付し、助成をしない者には却下通知書により、その旨を通知する。

2 受給資格者に交付する乗船券の枚数は、受給資格者となった日の属する月から同日の属する会計年度の末月までの月数を12で除した数に20を乗じて得た枚数（この数に小数点未満の端数が生じた

場合は、これを切り捨てるものとする。) とする。

- 3 市長は、乗船券の交付を受けた者（以下「受給者」という。）が年度の末日において優待対象者であるときは、翌年度の4月に乗船券20枚を一括交付する。

第6条 姫路市障害者(児)に対する一般乗合旅客自動車優待事業実施要綱(平成30年4月1日制定)、姫路市障害者旅客鉄道優待乗車助成事業実施要綱(平成30年4月1日制定。以下「旅客鉄道優待乗車助成要綱」という。)、姫路市福祉タクシー料金助成事業実施要綱(平成30年4月1日制定。以下「福祉タクシー助成要綱」という。)、姫路市自動車燃料費助成事業実施要綱(平成30年4月1日制定。以下「自動車燃料費助成要綱」という。)又は姫路市高齢者バス等優待乗車助成事業実施要綱(平成14年9月2日制定)の規定による助成を受けている者(以下これらの者を「他の交通助成の受給者」という。)が、利用する交通機関を変更するためその他の目的で第4条の規定により行った申請に対する助成は、申請を受けた時期に応じて、申請を受けた年度の翌年度又は翌々年度から開始するものとする。

(乗船券の交付の特例)

第6条の2 前条の規定にかかわらず、他の交通助成の受給者として当該年度の当初に交付を受けた旅客鉄道優待乗車助成要綱に基づく乗車カード若しくはチャージ券、福祉タクシー助成要綱に基づく利用券、自動車燃料費助成要綱に基づく助成券(以下これらをこの条において「乗車カード等」という。)について、当該交付を受けた全ての乗車カード等を使用せずに市長に返還したときは、第4条の規定により申請を受けた年度から助成を開始し、市長が別に指定する枚数の乗船券を交付することができるものとする。

(助成の辞退)

第7条 受給資格者及び受給者は、市長に申し出ることにより、この要綱による助成を辞退することができる。

- 2 市長は、受給資格者及び受給者が次の各号に該当する場合は、この要綱による当該年度以後の助成につき辞退の申出を当該各号に定める日に行ったものとみなす。

(1) 第9条第1項に規定する有効期間内に乗船券を受け取っていない場合 当該有効期間の末日

(2) 市長から他の交通助成の受給者とする旨の決定を受けた場合 当該決定を受けた日

- 3 前2項の規定により助成の辞退を申し出た者であっても、第2条の優待対象者に該当するときは、再度、第4条に規定する申請をして、この要綱による助成を受けることができる。

(他の交通助成の制限)

第8条 受給者は、他の交通助成の受給者となることはできない。

(乗船券の有効期間)

第9条 乗船券の有効期間は、市長が受給資格者に対し発送又は交付をした日から同日の属する会計年度の末日までとする。

- 2 受給者は、有効期間を経過した乗船券を使用してはならない。
- 3 受給者は、乗船券の有効期間が経過した場合は、当該乗船券を市長に返還しなければならない。

(乗船券の使用方法)

第10条 乗船券は、1回の乗船につき1枚使用できるものとする。

- 2 受給者は、助成を受けて航路会社の定期航路を利用しようとするときは、乗船券を当該航路会社の

係員に提出するとともに、利用日において受給者に適用される2等旅客運賃から当該運賃の5割に相当する額を控除した額を支払わなければならない。

3 受給者は、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を携行し、係員の請求に応じて提示しなければならない。

(乗船券に係る運賃の請求)

第11条 航路会社は、月毎に使用された乗船券を取りまとめ、翌月10日までに姫路市障害者船舶助成額請求書に添えて市長に提出し、乗船券に係る運賃の請求を行うものとする。ただし、券面に記載された有効期間外の乗船券を受け取ったときは、当該乗船券に係る運賃の請求はできない。

2 市長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、請求のあった月の25日までに支払うものとする。

(乗船券の再交付)

第12条 乗船券は、再交付しない。

(乗船券の譲渡及び貸与の禁止)

第13条 受給者は、乗船券を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(乗船券の不正使用の禁止等)

第14条 受給者は、乗船券の使用に当たっては、次の各号に該当する行為をしてはならない。

- (1) 次条第1項の規定により助成の決定が取り消された後に乗船券を使用すること。
- (2) 乗船券を偽造し、又は券面の表示事項を改変した乗船券を使用すること。
- (3) その他利用目的を外れ、不正な目的をもって使用すること。

2 市長は、偽りその他不正な手段によって乗船券の交付を受け、又は不正に乗船券を使用した者に対し、乗船券を使用して乗船した運賃に相当する額の支払いを求めることができる。

3 市長は、航路会社が前2項に規定する行為に関与したと認められるときは、当該乗船券に基づく運賃の支払いを行わない。また、既に支払った運賃があるときは、その全部について返還を求めることができる。

4 市長は、必要があると認めるときは、受給者又はその家族に対し、乗船券の使用状況について報告を求め、調査し、又は質問することができる。

(助成の決定の取消し)

第15条 市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当したときは、助成の決定を取り消すものとする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 優待対象者に該当しなくなったとき。
- (3) 第7条第1項の規定により助成の辞退の申出を行ったとき、又は同条第2項の規定により助成の辞退の申出を行ったものとみなされたとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により乗船券の交付を受けたとき。
- (5) 乗船券を不正に使用したとき。
- (6) その他市長が助成を行うことが不適当と認めたとき。

2 前項の規定により助成の決定を取り消した場合は、当該受給者に交付した乗船券は失効するものとし、受給者又はその相続人等は、市長に姫路市障害者交通機関優待助成返還届を提出し、及び未使用の乗船券を返還しなければならない。

(施行の細目)

第16条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（平成20年5月30日制定）は、廃止する。

(経過措置)

3 要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱（以下「旧要綱」という。）の規定によりなされた申請、決定その他の行為は、この要綱の相当規定によりなされた申請、決定その他の行為とみなす。

4 この要綱の施行の日前に旧要綱第5条の規定により交付された姫路市障害者優待乗船券は、第5条の規定により交付された乗船券とみなす。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱中第6条の改正規定及び第15条の改正規定は令和2年10月1日から、第6条の次に1条を加える改正規定は令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の姫路市障害者船舶助成事業実施要綱第6条の2の規定は、令和3年4月1日以後に行われる申請に係る助成について適用し、同日前に行われた申請に係る助成については、なお従前の例による。